

GX リーグ基本構想賛同に関する FAQ (2月1日時点)

2022年2月1日

経済産業省 産業技術環境局 環境経済室

| Question | Answer |
|--|--|
| 1. 基本構想に賛同した場合、自動的に GX リーグに参画することになるのか。 | GX リーグは 2023 年度以降に本格稼働することを目指して議論を進めるものであり、改めて本格稼働前に参画企業の募集をする予定です。(募集方法や要件は今後の検討事項となります。) |
| 2. 基本構想への賛同方法は。 | GX リーグ基本構想 をご参照ください。賛同方法は変更の可能性がございますので同 Web ページにおいて最新の情報をご参照ください。 |
| 3. 基本構想への賛同後に、企業の意思で賛同を取りやめることは可能か。 | あくまで賛同行為であり、原則として、取りやめを想定しておりません。 |
| 4. 基本構想への賛同後に、事務局の判断で賛同企業から除名されることはあるか。 | 基本的にございません。 但し、反社会的勢力排除条項*に該当する場合や GX リーグおよび基本構想の名誉を棄損する行為があったときは、事務局判断で賛同企業から除名致します。 |
| 5. 基本構想へ賛同したものの、GX リーグ参画を見送ることは可能か。またその場合、ペナルティはあるか。 | 可能です。またペナルティはございません。 |
| 6. 基本構想賛同の募集期間は。また今後、再度、基本構想賛同の募集を行う予定はあるか | 2022年2月1日～3月31日の予定です。 募集期間終了後、基本構想への賛同企業数等の状況を踏まえて再度、基本構想賛同の募集を行う可能性はございます。 |
| 7. 基本構想へ賛同するにあたり企業に対する要件はあるか。 (企業の規模や外国資本企業等) | 日本国内で事業活動されている企業であれば基本的に御座いません。外国資本企業におかれても日本国内で事業活動を実施されておりましたら賛同可能です。但し、反社会的勢力排除条項*に該当する場合を除きます。 |
| 8. GX リーグ参画に関する要件は基本構想に記載されている通りか。 | 今後、GX リーグ基本構想をもとに検討を行ってまいります。 |
| 9. 基本構想に記載されている GX リーグ参画に関する要件を満たしていないと賛同できないのか。 | 現時点で GX リーグ参画に関する要件を満たしていない場合でも賛同頂くことは可能です。 |
| 10. 基本構想賛同企業数に上限はあるか。 | ございません。 |
| 11. 基本構想への賛同を自社の Web ページ等でのプレスリリースなど対外的な公 | 問題ございません。 |

| | |
|--|---|
| 開をすることは可能か。 | |
| 12. 基本構想へ賛同するインセンティブやメリットはあるか。 | 基本構想に沿った GX リーグを実装するために、GX リーグの詳細設計に係る議論、実証事業への参加が可能となります。 |
| 13. 基本構想へ賛同した場合、「基本構想に沿った GX リーグを実装するために、GX リーグの詳細設計に係る議論、実証事業」に確実に参加できるか。 | 可能な限り、賛同頂いた企業の皆様のご要望に沿う形を目指しますが、より効果的な議論、実証事業とすべく、事務局にて議論の体制や実証事業の実施方法については検討いたします。 |
| 14. 賛同企業申請フォーマットにおいて記載する代表者の役職に決まりはあるか。また押印や原本の提出は必要か。 | 役職に定めはございませんが、代表取締役など一般的に企業を代表される方として頂ければと思います。また押印・原本の提出ともに不要であり、メールでのフォームの送信のみで問題ございません。 |
| 15. 外国資本企業であるが、賛同は本社名義かもしくは日本法人名義か。 | いずれでも問題ございません。 本社名義とし、代表者を日本法人社長等にして頂くことも問題ございません。 |
| 16. 賛同企業申請フォーマットにおいて提出した情報はどこで公開されるか。 | 経済産業省の Web ページや GX リーグ設立準備事務局が作成する Web ページで公開予定のほか、経済産業省が使用する資料として各種活用させて頂く場合や GX リーグの広報活動等において活用させて頂くがございます。 |
| 17. 賛同企業申請フォーマットにおいて提出し、公開された情報を修正することは可能か。 | 賛同企業募集期間(2022年2月1日～3月31日)中は可能です。修正が必要となった場合、速やかに事務局にご連絡お願いいたします。 |
| 18. 賛同企業申請フォーマットにおいて提出した排出量削減目標が達成できなかった場合、ペナルティはあるか。 | ございません。提出いただいた目標の数値については、今後の制度検討や事業広報の取組の中で使用させていただきます。 |

反社会的勢力排除条項

- 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、反社会的勢力であるとき。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
- 役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- 役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。